

障害者手帳をお持ちのかたへ (倉吉市)

項目	よりよい暮らしのために 2026年版ページ数	制 度	内 容			問合せ先又は注意事項
			身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
免除・割引について	P94~96	税の減免・控除等	手帳の等級や区分により、税の減免、控除等特例措置を受けられる場合があります。詳しくは、問合せ先におたずねください。			○倉吉税務署 (Tel:26-2721) (所得税・相続税・贈与税) ○鳥取県中部県税事務所 (Tel:23-3102) (自動車税・個人事業税) ○倉吉市役所税務課 (Tel:22-8115) (住民税・軽自動車税)
	P96	障がい者自動車運転免許取得費助成	第一種普通自動車免許の取得に要した費用を10万円を限度として助成。 ※免許取得後3年以内の申請に限ります。			倉吉市役所福祉課
	P97.98	JR及び連絡社線運賃	○第1種の手帳をお持ちの方・・・本人及び同行の介護者(1名まで)について普通乗車券等が5割引になります。(単独で乗車する場合は片道100Kmをこえる区間に限ります。) ○第2種の手帳をお持ちの方・・・片道100Kmをこえる区間を乗車する場合に本人について普通乗車券等が5割引になります。 ※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は写真及び旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄の記載が必要です。詳しくは、倉吉市役所福祉課へお問い合わせください。			JR西日本お客様センター (Tel:0570-00-2486)
	P66		○JRジパング倶楽部「特別会員」 男性60歳、女性55歳から入会できます。 特急券・急行券・グリーン券・座席指定券の割引購入ができます。年会費がかかります。			鳥取県身体障害者福祉協会 (Tel:0857-50-1070) (Fax:0857-50-1072)
	P98.99	航空運賃	○満3歳以上の障害者手帳をお持ちの方及び満12歳以上の同行の介護者(1名まで) ※12歳以上の方のみ割引対象です。 ※航空会社により割引率が異なります。			各航空会社
	P100	バス運賃	県内で、ご本人のみ5割引になります。 「バス介護」表示のある手帳をお持ちの方はご本人及び介護者(1名まで)は5割引になります。 定期観光バス路線及び、県内発着の高速バス路線もご利用いただけます。			各バス会社
	P100	タクシー運賃	○障害者手帳を提示すれば乗車料金が1割引 ※県内に限る。 ○身障1,2級、療育A、精神1級の方は助成制度が受けられます。(通院費助成を受けられる方は除く)			各タクシー会社 倉吉市役所福祉課
		通院費助成	腎臓機能障がいや人工透析療法を受けている方、特定疾患医療または自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの在宅の方(身障、療育、精神、戦傷病者手帳所持者は除く)は助成制度が受けられます。(タクシー助成を受けられる方は除く)			倉吉市役所福祉課
	P100.101	有料道路通行料金の優遇措置	身体手帳をお持ちの方が自ら運転する場合、又は第1種の身体手帳・療育手帳Aを所持する方が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合に約5割引になります。 ※事前に申請が必要です。 ※ETC利用登録は1台限定。登録のない車も、一般レーンご利用で割引対象となります。			倉吉市役所福祉課
	P101.102	NHK放送受信料	○障害者手帳をお持ちの方がいる市民税非課税世帯は全額免除(世帯分離の場合も同一世帯とみなす) ○重度障がい者(身障1・2級、療育A、精神1級)本人又は視覚・聴覚障がい者の場合は半額免除(手帳保持者本人が世帯主かつ受信契約者の場合)			
	P103.104	電話番号案内	N T Tへ事前に登録いただくと、無料で電話番号をご案内します。対象は以下の方です。 ○身体障害者手帳の視覚障がい1~6級、肢体不自由(上肢、体幹機能障害)1,2級、聴覚障がい2~6級、音声機能・言語機能・そしゃく機能障がい3,4級 ○療育手帳をお持ちの方 ○精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方			N T T (0120-104-174)
	P105	携帯電話料金	月々の基本使用料が割引になります(会社によって割引額は異なります)。会社によってはその他の割引もあります。			各携帯電話会社
	P105~111	施設の利用料の減免	手帳をお持ちの方と、同行の介護者について利用料が減免になる施設があります。 ※減免基準については、直接施設へお問い合わせください。			各施設
関連する諸制度	P143.144	ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している方、内部障がいのある方など、援助や配慮を必要としている方が周囲の人に知らせるための「ヘルプマーク」(ストラップ型・バッジ型)、「ヘルプカード」を配布しています。			倉吉市役所福祉課
	P158.159	ハートフル駐車場利用証制度	障がいのある方や歩行が困難な方等に利用証を交付し、それを掲示した車がハートフル駐車場を優先して利用できる制度。 ※障がい区分、等級の基準あり			鳥取県福祉保健課 (Tel:0857-26-7142) (Fax:0857-26-8116) 又は倉吉市役所福祉課
関連事業	P132.133	資金貸付	福祉資金(バリアフリー改修、障がい者の自動車購入費、就職のための技能習得費、医療費の自己負担額等)、教育支援資金(高校、大学への進学のための資金等)などの貸付をうけることができます。所得制限があります。連帯保証人が必要です。			倉吉市社会福祉協議会 (Tel:24-6265) (Fax:22-5249)
	P133	駐車禁止区域の緩和	障がいのある方が使用(利用)する車両について、駐車禁止等の規制の対象から除外される制度があります。 なお、等級による制限があります。			各警察署 (倉吉警察署Tel:26-7110・Fax:26-7114)

項目	よりよい暮らしのために 2026年版ページ数	制 度	内 容			問合せ先又は注意事項
			身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
年金・給付金・手当について ※年金、給付金は制度改正により金額が変動する場合があります。	P88.89	障害基礎年金	国民年金に加入している期間中にかかった病気やケガにより、国民年金法に定める障がいの程度に該当する場合に支給されます。又20歳前の障がいについても20歳から支給されます。（注：請求は原則65歳までです。） 年金額 1級 1,039,625円 2級 831,700円(令和7年4月現在) （注）障害基礎年金1級、2級は各障害者手帳の等級とは異なります。			倉吉市役所保険年金課 (Tel:22-8124) (Fax:22-2954) 又は倉吉年金事務所 (Tel:26-5311) (Fax:26-1742)
	P91.92 ----- P92 ----- P93	特別障害者手当等	特別障害者手当…在宅の常時特別の介護を要する20歳以上の重度障害者に対して月額29,590円が支給されます。（令和7年4月現在） 障害児福祉手当…在宅の20歳未満の重度障害児に対して月額16,100円が支給されます。施設に入所されていない方、障害年金を受給されていない方が対象です。 特別児童扶養手当…一定以上の障がいをもつ20歳未満の児童を養育している保護者の方に1級 月額56,800円又は2級 月額37,830円が支給されます。 ※いずれの手当も手帳とは異なる基準で認定されます。所得制限あり。			倉吉市役所福祉課 倉吉市役所こども家庭センター (Tel:22-8220) (Fax:22-8135)
	P93	心身障害者扶養共済制度	加入者は、対象障がい（身障1～3級、療育、精神）のある方を扶養している保護者で65歳未満の方です。掛金は一口につき9,300円から23,300円まで年齢に応じて決定されます。所得等によって掛金が減額・免除される場合があります。加入者が死亡、又は重度障がい者となった場合、障がい児・障がい者に一口につき月2万円の年金が支給されます。二口まで加入できます。			倉吉市役所福祉課
生活に関すること	P57	補装具の給付	補装具の支給・修理を受けることができます。負担金があります。 （負担額 課税世帯：1割、非課税世帯：なし） 介護保険等に該当される場合はそちらが優先されます 例：盲人安全杖・補聴器・義肢・車いす等			倉吉市役所福祉課
	P58	日常生活用具の給付及び貸与	日常生活用具の給付を受けることができます。 （負担額 課税世帯：1割、非課税世帯：なし） 但し、基準額の超過額については支払いが必要になります。また、介護保険等に該当される場合はそちらが優先されます。 例：特殊寝台・たん吸引器・ストマ用具等	日常生活用具の給付を受けることができます。 （負担額 課税世帯：1割、非課税世帯：なし） 但し、基準額の超過額については支払いが必要になります。 例：頭部保護帽・特殊マット	日常生活用具の給付を受けることができます。 （負担額 課税世帯：1割、非課税世帯：なし） 但し、基準額の超過額については支払いが必要になります。 例：頭部保護帽・火災警報器等	倉吉市役所福祉課
		ごみ袋の支給	直腸・ぼうこう機能障害等で、日常生活用具の支給（ストマ用具・紙おむつ）を受けている在宅の方に年間50枚を支給します。			倉吉市役所福祉課
	P64	身体障がい者用自動車改造費等の助成	上肢・下肢または体幹機能障害者で就労等に伴い自動車を取得する場合、その改造に要した費用を10万円を限度として助成します。 ※対象となる改造は、本人運転のための改造に限ります。所得制限があります。			倉吉市役所福祉課
	P74.75	郵便等による不在者投票制度	事前に申請すると、郵便等による不在者投票をすることができます。 （手帳1～3級の一部の方が対象。）			倉吉市選挙管理委員会 (Tel:22-8147) (Fax:22-8170)
	P77	点字図書館	視覚障害者の方が資料閲覧、図書貸出ができます			倉吉市立図書館(Tel:47-1183)
医療に関すること	P53.54	自立支援医療	（更生医療） 18歳以上で身体に障がいのある方がその障がいを軽減し、日常生活能力等を回復・改善することを目的とした医療です。対象となる医療は決まっています。		（精神通院） 精神科の病気で病院等にかかる通院医療費の自己負担が1割になります。 （所得により上限額があります）	倉吉市役所福祉課
	P53		（育成医療） 18歳未満で身体に障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいが残ると認められる疾患がある児童を対象に障がいの軽減・除去や機能回復を目的とした医療です。			倉吉市役所こども家庭センター (Tel:22-8220) (Fax:22-8135)
	P54.55	特別医療	特別医療・・・医療費の一部又は全部を公費で助成します。なお、等級により助成制度が異なり、所得制限や年齢制限があります。			倉吉市役所保険年金課 (Tel:22-8124) (Fax:22-2954)
	P56	後期高齢者医療	身障1～3級及び4級（一部）、療育A、精神1.2級の方は65歳から現在ご加入の健康保険から移行することができます。			

【問い合わせ先】
倉吉市役所 福祉課 Tel:22-8118
Fax:22-7020